



令和 5 年度

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
を活用した事業の効果検証について**

愛媛県砥部町



1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金には、コロナ対応の取組である限り、自由度高く使うことのできる「通常分」、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するための「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」などがあります。

通常分の交付限度額は、国の補助事業等における地方負担分を算定基礎とした額等の合計額、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の限度額は、人口や物価上昇率、住民税非課税世帯数等から算定された額となっています。

本町の令和5年度の交付限度額は、表のとおり1億7,605万3千円です。そのうち、令和5年度中に1億7,025万9千円交付決定されて、新型コロナウイルス感染症対応事業に1億6,997万円充当しました。差額の579万4千円は、価格高騰重点支援給付金支給事業の事務費として配分された交付限度額の不用額です。

令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付限度額

(単位：千円)

重点支援交付金 176,021			
	国の令和4年度予備費（令和5年3月29日） 推奨事業メニュー	81,706	町の5年度予算
	国の令和4年度予備費（令和5年5月11日） 低所得世帯支援枠	61,880	町の5年度予算
	国の令和4年度予備費（令和6年1月19日） 低所得世帯支援枠	32,435	町の5年度予算
通常分 32			
	国の令和4年度補正予算（令和5年6月29日） 国庫補助事業等の地方負担分（※1）	32	町の5年度予算
合 計 176,053			

※1 令和5年1月から令和5年3月までの期間に交付決定された国庫補助事業等の地方負担分

2 新型コロナウイルス感染症対応事業（総括）について

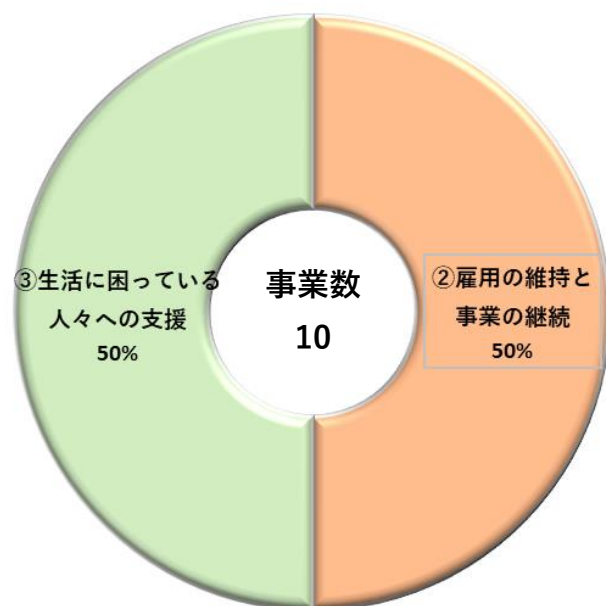
本町では、令和5年度において、10事業（対象事業費1億7,717万5千円）を実施しました。

（単位：千円）

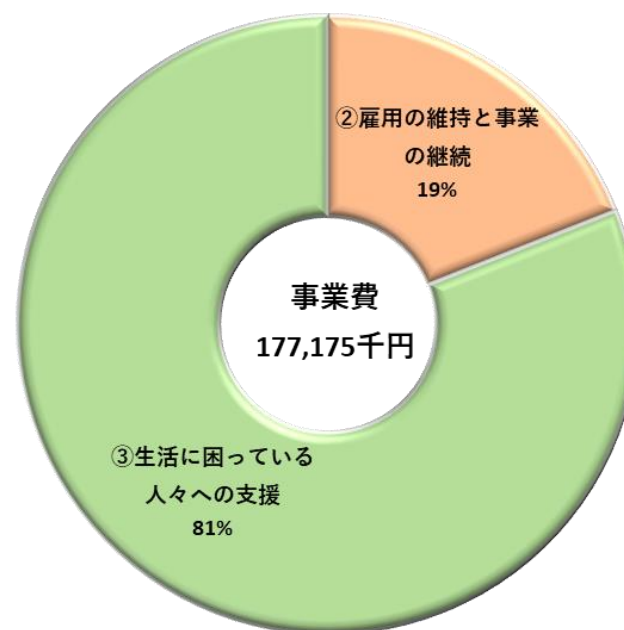
事業の種別	事業数	事業費	交付金充当額
①感染拡大防止	0	0	0
②雇用の維持と事業の継続	5	34,010	34,010
③生活に困っている人々への支援	5	143,165	135,960
④経済活動の回復	0	0	0
⑤DXの推進	0	0	0
合 計	10	177,175	169,970

※令和5年度実施計画に掲載した事業です。

事業数の割合



事業費の割合



NO	補助・単独	事業名	計画申請時の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	決算額								実施状況	効果検証 （担当課評価）
						総事業費	（単位：千円）				国庫補助額	その他 （県費・ 地方債 等）	一般財源 （補助対 象外経費 を含む）		
							臨時交付金 交付対象経 費	臨時交付金 （通常分）	臨時交付金 （重点 支援分）	臨時交付金 （低所得世帯支 援枠分）					
1	単独	令和5年度砥部町価格高騰重点支援給付金支給事業【低所得者世帯給付金】 （③生活に困っている人々への支援）	①コロナ禍の影響により物価が高騰し、厳しい状況となっている町内の低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯を対象に支援金を支給する（現金給付）。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金総額 ・R5年度分の住民税非課税世帯 2,902世帯×30千円 ④令和5年度分の住民税均等割非課税世帯（2,902世帯）	R5.7	R5.10	87,060	87,060			87,060				低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯）を対象とした給付金を支給 給付金支給世帯：2,902世帯 給付額：87,060,000円（対象世帯1世帯につき3万円） 事務費：1,172,207円 【関連事業 NO.2】	価格高騰による生活費の負担増を踏まえ、低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯）に対し1世帯当たり3万円の給付金を支給し、低所得世帯の生活を支援した。
2	単独	令和5年度砥部町価格高騰重点支援給付金支給事業（事務費） （③生活に困っている人々への支援）	①コロナ禍の影響により物価が高騰し、厳しい状況となっている町内の低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯を対象に支援金を支給する（現金給付）。 ②低所得世帯への給付金に係る事務費 ③事務費 1,461千円 ・消耗品費49千円 ・窓あき封筒19,36円×5,000枚≒97千円 ・返信用封筒16,5円×1,000枚=17千円 ・郵送料（発送分）94円×3,500通=329千円 ・郵送料（返送分）104円×1,000通=104千円 ・郵送料（振込通知）84円×1,000通=84千円 ・振込手数料110円×3,100件=341千円 ・システム改修委託料440千円 ④令和5年度分の住民税均等割非課税世帯（3,100世帯）	R5.7	R5.12	1,172	1,172			1,172				低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯）を対象とした給付金を支給 給付金支給世帯：2,902世帯 給付額：87,060,000円（対象世帯1世帯につき3万円） 事務費：1,172,207円 【関連事業 NO.1】	価格高騰による生活費の負担増を踏まえ、低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯）に対し1世帯当たり3万円の給付金を支給し、低所得世帯の生活を支援した。
7	単独	令和5年度砥部町高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業 （②雇用の維持と事業の継続）	①コロナ禍において高齢者福祉施設等が受ける原油価格、電気・ガス料金その他の物価の高騰の影響を軽減し、安定的な福祉サービスの提供を図るため、高齢者福祉施設等を運営する者に対し支援金を給付する。 ②高齢者福祉施設及び障害者福祉施設への支援金 ③【支援金】7,500千円 内訳 (7) 高齢者福祉係施設 ・入所系事業 200千円/事業×17事業=3,400千円 ・通所系事業 100千円/事業×10事業=1,000千円 ・その他事業 50千円/事業×16事業=800千円 (4) 障害者福祉施設 ・入所系事業 200千円/事業×4事業=800千円 ・通所系事業 100千円/事業×9事業=900千円 ・その他事業 50千円/事業×12事業=600千円 【事務費】3千円 内訳 ・郵送料 84円×29事業者≒3千円 ④高齢者福祉施設、障害者福祉施設	R5.6	R5.9	7,453	7,453			7,453				【支給額】 (7) 高齢者福祉施設 5,150,000円 ・入所系事業 200,000円/事業×17事業=3,400,000円 ・通所系事業 100,000円/事業×10事業=1,000,000円 ・その他事業 50,000円/事業×15事業=750,000円 (4) 障害者福祉施設 2,300,000円 ・入所系事業 200,000円/事業×4事業=800,000円 ・通所系事業 100,000円/事業×9事業=900,000円 ・その他事業 50,000円/事業×12事業=600,000円 【事務費】 ・郵送料 2,820円	高齢者福祉施設等が受ける原油価格、電気・ガス料金その他の物価の高騰の影響を軽減し、安定的な福祉サービスの提供を支援することができた。
8	単独	令和5年度砥部町医療機関等物価高騰対策支援事業 （②雇用の維持と事業の継続）	①コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受けている病院、有床診療所、無床診療所、施術所、薬局及び歯科技工所の負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援するため、支援金を給付する。 ②町内医療機関等への支援金 ③【支援金】6,964千円 内訳 ・病院（600千円＋病床数213×8,000円）/箇所×1箇所=2,304千円 ・有床診療所600千円/箇所×1箇所=600千円 ・無床診療所200千円/箇所×18箇所=3,600千円 ・施術所、薬局、歯科技工所20千円/箇所×23箇所=460千円 【事務費】9千円 内訳 ・郵送料 94円×43箇所×2≒9千円 ④病院、有床診療所、無床診療所、施術所、薬局、歯科技工所	R5.6	R5.9	6,971	6,971			6,971				物価高騰の影響を受けている医療機関等（町内43箇所）に対し、負担を軽減するため支援金を給付した。 支援事業所数：43箇所 支援金：6,964,000円 事務費：6,552円	当該事業の対象とした全43箇所の医療機関等において、継続的な経営及び従業員等の雇用の継続を図ることができた。

NO	補助・単独	事業名	計画申請時の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	決算額 総事業費	（単位：千円）							実施状況	効果検証 （担当課評価）
							臨時交付金 交付対象経費	臨時交付金 （通常分）	臨時交付金 （重点支援分）	臨時交付金 （低所得世帯支援枠分）	国庫補助額	その他 （県費・地方債等）	一般財源 （補助対象外経費を含む）		
9	単独	施設園芸原油価格高騰対策支援事業 （②雇用の維持と事業の継続）	①コロナ禍における原油等の価格高騰により、燃料費の農業経営コストが増加するなど、特に影響を受けている施設園芸農家に対して、園芸用施設の加温設備に使用する燃料費の一部を助成し、施設園芸農家の経営の負担軽減を図る。 ②施設園芸において加温設備を使用し、農作物栽培のための加温に要した燃料費 ③550,000ℓ（補助対象期間供給数量（推計））×32円（補助単価）＝17,600千円 ④施設園芸農家	R5. 6	R6. 3	11,196	11,196		11,196					原油等の価格高騰により、燃料費の農業経営コストが増加するなど、特に影響を受けている施設園芸農家に対して、園芸用施設の加温施設に使用する燃料費の一部助成を行った。 事業対象者数：33人 事業費：28,272,598円 補助金額：11,195,520円	コロナ禍における原油等の価格高騰による施設園芸農家の経営の負担軽減を図ることができ、農林課・農業委員会への離農の相談等はなかった。
10	単独	農業肥料価格高騰対策支援事業 （②雇用の維持と事業の継続）	①コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響を受けている農業者の負担を軽減するため、肥料の購入費用の一部を助成し、農業者の経営の負担軽減を図る。 ②農業者が購入した肥料の値上がり分への支援 ③62,040,000円（補助対象期間肥料購入費（推計））×39%（購入肥料平均値上率）＝24,196千円 ④農業者	R5. 6	R6. 3	7,697	7,697		7,697					原油価格や物価の高騰の影響を受けている農業者に対して、肥料の購入費用の一部助成を行った。 事業対象者数：438人 事業費：71,340,067円 補助金額：7,697,102円	コロナ禍における原油価格や物価の高騰による農業者の経営の負担軽減を図ることができ、農林課・農業委員会への離農の相談等はなかった。
11	単独	林業関係団体原油高騰対策支援事業 （物価高騰対応分） （②雇用の維持と事業の継続）	①コロナ禍における燃料費高騰の影響を受けている林業事業者等の事業継続を支援する。 ②生産者が購入した燃料費の値上がり分への支援 ③20,459ℓ（補助対象期間購入量（推計））×36円（補助単価）＝737千円 【通常分】総事業費32千円、対象経費32千円 【物価高騰分】総事業費705千円、対象経費705千円 ④乾しいたけ、乾たけのこ生産者	R5. 6	R6. 3	661	661		661					燃料費高騰の影響を受けている林業事業者に対して、乾燥機の燃料費の一部助成を行った。 事業対象者数：15人 事業費：2,167,799円 補助金額：692,748円 【関連事業 NO.12】	コロナ禍における原油等の価格高騰による林業事業者の経営の負担軽減を図ることができ、農林課・森林組合への廃業の相談等はなかった。
12	単独	林業関係団体原油高騰対策支援事業 （通常分） （②雇用の維持と事業の継続）	①コロナ禍における燃料費高騰の影響を受けている林業事業者等の事業継続を支援する。 ②生産者が購入した燃料費の値上がり分への支援 ③20,459ℓ（補助対象期間購入量（推計））×36円（補助単価）＝737千円 【通常分】総事業費32千円、対象経費32千円 【物価高騰分】総事業費705千円、対象経費705千円 ④乾しいたけ、乾たけのこ生産者	R5. 6	R6. 3	32	32	32						燃料費高騰の影響を受けている林業事業者に対して、乾燥機の燃料費の一部助成を行った。 事業対象者数：15人 事業費：2,167,799円 補助金額：692,748円 【関連事業 NO.11】	コロナ禍における原油等の価格高騰による林業事業者の経営の負担軽減を図ることができ、農林課・森林組合への廃業の相談等はなかった。
13	単独	保育所及びこども園給食材料費負担金減免事業 （③生活に困っている人々への支援）	①コロナ禍において電力・ガス・食料品等の価格が高騰する中での生活支援として、保育施設へ入所する園児の保護者の負担を軽減するため、給食材料費負担金を免除する。 ②令和5年9月～令和6年3月までの給食材料費負担金の減免に係る費用 ③減免額合計5,483千円 内訳 ・宮内保育所：月平均3,720円×48人×7ヶ月＝1,249千円 ・麻生保育所：月平均3,903円×113人×7ヶ月＝3,087千円 ・砥部こども園：月平均3,278円×50人×7ヶ月＝1,147千円 ④保育施設入園児の保護者	R5. 9	R6. 3	4,996	4,996		4,996					町内公立施設の令和5年9月から令和6年3月までの給食材料費負担金を免除した。 対象施設：3園 対象者：213人 免除額：4,995,808円	町内の公立保育施設に通園する園児の保護者の給食費を免除することで、子育て世帯の負担軽減ができた。
14	単独	愛育幼稚園給食材料費負担金減免に対する支援事業 （③生活に困っている人々への支援）	①コロナ禍において電力・ガス・食料品等の価格が高騰する中での生活支援として、私立保育施設が園児の保護者の負担を軽減するため、給食材料費負担金を免除する事業に対して支援する。 ②令和5年9月～令和6年3月までの期間中、私立保育施設が実施する入園児の給食材料費負担金の減免に係る費用に対する補助金 ③月平均4,480円×57人×免除期間7ヶ月＝1,788千円 ④私立保育園児の保護者	R5. 9	R6. 3	1,507	1,507		1,507					町内私立施設の令和5年9月から令和6年3月までの給食材料費負担金を免除した。 対象施設：1園 対象者：57人 免除額：1,507,410円	町内の私立保育施設に通園する園児の保護者の給食費を免除することで、子育て世帯の負担軽減を図ることができた。

NO	補助・単独	事業名	計画申請時の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	決算額							実施状況	効果検証 （担当課評価）	
						総事業費	臨時交付金 交付対象経費	臨時交付金 （通常分）	臨時交付金 （重点支援分）	臨時交付金 （低所得世帯支援枠分）	国庫補助額	その他 （県費・地方債等）			一般財源 （補助対象外経費を含む）
15	単独	給食材料費負担金相当額補助事業 （③生活に困っている人々への支援）	①コロナ禍において電力・ガス・食料品等の価格が高騰する中での生活支援として、保育施設へ入所する園児の保護者の負担を軽減するため、給食材料費負担金を免除するため、食物アレルギーにより給食の提供を受けることができず、完全弁当持参の者に給食費相当額を補助する。 ②令和5年9月～令和6年3月の給食材料費負担金相当額 ③235円×134食×1人≒32千円 ④幼稚園入園児の保護者	R5. 9	R6. 3								25	25	
16	単独	学校給食材料費負担金減免事業 （③生活に困っている人々への支援）	①コロナ禍における物価高騰による園児及び小中学生の保護者の負担を軽減するため、給食材料費負担金を減免する。 ②令和5年9月～令和6年3月分までの給食材料費負担金の減免に係る費用 ③減免額合計53,973千円 内訳 ・園児：13,824食×189.2円≒2,615千円 ・小学生：130,304食×250円≒32,576千円 ・中学生：64,768食×290円≒18,782千円 【コロナ交付金】総事業費32,468千円、対象経費32,468千円 【重点支援地方交付金】総事業費21,505千円、対象経費21,505千円 ④園児及び小中学生の保護者	R5. 9	R6. 3	48,405	41,201		41,201				7,204	○対象者数 幼稚園： 108人 小学生：1,013人 中学生： 502人 （合 計）1,623人 ○給食材料費負担金減免額 幼稚園： 12,073食 2,377,368円 小学生：119,591食 29,826,398円 中学生： 55,869食 16,202,010円 合 計：187,533食 48,405,776円	物価高騰等の影響を受けていた保護者に対し、給食費を減免することによって、経済的負担の軽減を図ることができた。
				合計		177,175	169,970	32	81,706	88,232	0	0	7,204		

※後年度に効果が発現する事業については、検証でき次第、随時更新します。

※端数処理の関係で、数値と合計が一致しない場合があります。